

平成二十二年八月二十日受領
答 弁 第 二 二 六 号

内閣衆質一七五第二六号

平成二十二年八月二十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出日本航空のテレビ・コマーシャルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柿澤未途君提出日本航空のテレビ・コマーシャルに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘のテレビコマーシャルは、株式会社日本航空インターナショナルのテレビコマーシャルのことであると考えるが、その費用については、民間企業間の契約に係るものであり、政府としてお答えする立場にない。

三について

株式会社日本航空が、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社企業再生支援機構から事業の継続に必要な資金として貸付けを受けた資金の用途は、航空運送事業における安全運航の確保及び継続並びに航空運送事業に関連する事業価値保全のために必要な費用に限定されており、株式会社日本航空インターナショナルのテレビコマーシャルに係る費用はこれらに含まれていないものと承知している。

四について

国土交通省においては、株式会社日本航空、株式会社日本航空インターナショナル等の確実な再生等を図るとの観点から、これらの者等との間でその営業方針等について意見交換を行ってきたが、その具

体的な内容については、民間企業の営業方針に係るものであることから、お答えすることは差し控えた
い。